

●第 42 回広島市都市計画審議会(H25 年 7 月 25 日開催)

議 案	名 称 等	議 案 の 内 容
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の決定について(広島市決定)</p>	<p>矢口川下流部 周辺地区</p>	<p>矢口川流域下流部では、これまで、集中豪雨により家屋の浸水を伴う内水被害が度々発生していることから、国、県、市で構成する協議会において、平成24年7月に「矢口川総合内水対策計画」を策定し、それぞれの役割分担のもと、排水機場の増設等のハード対策のほか、地域住民の自助・共助を促すソフト対策を並行して講じることとしている。</p> <p>平成24年12月、浸水被害を受けにくい家屋の建築を誘導するため、「居室の床の高さ」に関する地区計画決定の要望書が、地域住民から本市へ提出されたことから、この要望内容を踏まえ、当地区の地域防災力の充実・強化を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、地区計画の決定を行うものである。</p>
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の決定について(広島市決定)</p>	<p>西風新都石内 上中地区</p>	<p>当該地区は、「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画2013」において「計画誘導地区」と位置付けられ、地域住民が主体となって地区計画制度等を積極的に活用し、計画的な魅力あるまちづくりを行う地区とされている。</p> <p>平成25年2月、地区内の土地所有者から地区計画決定の都市計画提案が提出され、当該提案は、本市の都市づくりの方針等に適合していることから、地区計画の決定を行うものである。</p>
<p>広島圏都市計画区域内の用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物の容積率等の変更について(特定行政庁:広島市長)</p>	<p>西風新都石内 上中地区</p>	<p>市街調整区域内の建築物の容積率等の数値については、建築基準法の規定に基づき、都市計画審議会の議を経て定めている。この度、市街化調整区域内において、西風新都石内上中地区の地区計画が定められるため、当該区域内の容積率等の数値にあわせて、建築物の容積率等を変更する。</p>
<p>建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係る廃棄物処理施設の敷地の位置について(特定行政庁:広</p>	<p>廃プラスチック類 破碎施設 (南区月見町 2244番13外</p>	<p>当該施設は、平成18年から廃プラスチック類等の破碎施設(1日当たりの処理能力4.608トン)として稼働している。この度株式会社クリーンエナジーから、建築基準法第51条ただし書きの許可を受ける必要がある1日</p>

島市長)	1筆)	当たりの処理能力 6 トンを超える 13.514 トンに変更する計画の許可申請を受理したことから、当該施設の位置が都市計画上支障がないと認めようとする事について都市計画審議会に付議するものである。
建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づく建築許可に係る廃棄物処理施設の敷地の位置について(特定行政庁: 広島市長)	がれき類の破砕施設(佐伯区五日市港二丁目6番1)	この度前田道路株式会社から、建築基準法第 51 条ただし書き許可を受けることが必要である 1 日当たりの処理能力が5トンを超える 800トンのがれき類を破砕する産業廃棄物処理施設を新築する計画の許可申請を受理したことから、当該施設の位置が都市計画上支障がないと認めようとする事について都市計画審議会に付議するものである。
建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づく建築許可に係る廃棄物処理施設の敷地の位置について(特定行政庁: 広島市長)	がれき類の破砕施設(佐伯区五日市港二丁目6番3)	この度大林道路株式会社から、建築基準法第 51 条ただし書き許可を受けることが必要である 1 日当たりの処理能力が5トンを超える 800トンのがれき類を破砕する産業廃棄物処理施設を新築する計画の許可申請を受理したことから、当該施設の位置が都市計画上支障がないと認めようとする事について都市計画審議会に付議するものである。
「広島市の都市計画に関する基本的な方針(広島市都市計画マスタープラン)」の改定について		広島市の都市計画に関する基本的な方針(広島市都市計画マスタープラン)の改定について、当審議会へ諮問を行い、継続的に審議を行うものである。今回は、改定案(最終)について審議を行った。